

大谷學報

第八十一卷 第二号

平成十四年七月十日発行

永觀の念佛觀……………ロバート・F・ローズ（1）
——法身同體の思想を中心として——

『教行信証』に見る自然の思想……………山田恵文（14）
——「自」の読みを通して——

彙報……………（25）

学位論文審査要旨……………（18）

同時的方針づけシステムの
理論の再検討……………蜂屋良彦（1）

大 谷 大 学
大 谷 学 会

大谷学報 第八十卷第四号

情報技術社会における教育メディア・藤田 昭彦

カントの観念論論駁……………村山 保史

平成十二年度

修士論文・卒業論文・卒業研究題目一覧

唯識思想はなぜ「ことば」を重視するか……………小谷信千代

平成十二年度 特別研修員 研究発表要旨

大谷学報
第十八卷第一号

学位論文審査要旨

男らしさ・女らしさを表現した
身体に対する視線の移動……………井上 摩紀

「経験と思考」を通しての教育実践……………崎野
アントレーナーシップ育成を目指す教育……………

隆

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Article :

A Re-examination of “System of Co-orientation” *HACHIYA Yoshihiko* (1)

Examination Report of Theses Presented for the Degree of Literature (18)

Articles :

The Thought of *Jinen* in the *Kyōgyōshinshō* :

From the Meaning of “*Ji*” *YAMADA Keibun* (14)

Yōkan’s View of the Nembutsu:

On the Philosophy of the Identity
of the Dharma-body *Robert F. Rhodes* (1)

Miscellaneous :

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

- 第六条 会長には大谷大学学長が当り、第一三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。
- 第一条 大谷大学に大谷学会を置く。
- 第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学・国際文化学、その他の学術研究と発表をおこなうこととする。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。
- 一、季刊「大谷学報」の発行
 - 二、「大谷大学研究年報」の発行
 - 三、研究会及び公開講演会の開催
 - 四、その他必要な事業
- 第四条 1、本会は大谷大学大学院・文部省並びに短期大学部のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。
- 2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。
- 第五条 本会に左の役員を置く。
- 一、会長
 - 二、委員
 - 三、監事
- 第六条 会務を統理する。
- 第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。
- 2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。
- 3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。
- 第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。
- 2、監事は本会の会計を監査する。
- 第九条 会員は本会の出版物にその研究を發表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。
- 第十条 会員の会費は年額金四千円とする。但し、学生会員は式一千円とする。
- 第一条 1、本会の経費は会費をもつてこれに當てる。
- 2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。
- 第二条 本会の事務は、学務課の所管とする。

第一十三条 附則
1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廢止する。

3、平成五年四月一日一部改正
(大谷学会委員)

浅見直一郎

須藤

訓任

藤嶽

明信

番場

寛

高井 康弘

藤本

芳則

村井 英雄

村松

法文

R·F·ローズ

平成十四年七月十日發行

大谷学会

編集兼
発行者 延塚 知道

発行所 大谷学会

〒六〇三一八四
（〇七五）四二一八一五八四
大谷大学内

印刷者 西村七兵衛
振替〇二〇四〇・七一八三九三番